

## 2026年度愛知県女性相談研修開催業務 仕様書

経済的困窮やDV（ドメスティック・バイオレンス）被害、性犯罪・性暴力被害など様々な困難な問題を抱える女性への支援について、県女性相談支援センターや市町村、民間支援団体等の相談員等が支援を行うにあたって必要となる知識や技術を習得するための研修を開催する。

### 1 研修対象者等

#### (1) 研修対象者

愛知県や県内市町村の女性相談支援員及び女性相談に関係する部署の職員等、また民間支援団体等で女性への相談・支援を行う者を対象とする。

#### (2) 研修内容

困難な問題を抱える女性への支援に必要な内容（DV被害者等の安全確保や窓口での相談対応、自立支援等に関する講義及びグループワーク）等を踏まえ、甲乙で協議して決定する。

### 2 研修実施方法等

#### (1) 受講定員

1日最大100名程度

#### (2) 実施時期

2026年6月頃から2027年2月頃までの間で、甲乙で協議して決定する。

#### (3) 研修期間

5日間程度（合計30時間程度）

#### (4) 研修受講料

無料

#### (5) 研修講師

女性相談に関する知識（DV被害者等の安全確保や窓口での相談対応、自立支援等）を有する者で、研修を教授するのに適当な者とする。

#### (6) 研修の流れ

##### ア 日程等の決定・周知

乙は、研修開催初日の1か月前までに、研修日程、会場、カリキュラム概要等の研修概要を決定の上、速やかに甲へ報告するものとする。

甲は、乙から研修概要の報告を受けた後、県内市町村や関係民間支援団体等への研修開催等の周知を行うものとする。なお、乙は、周知に関して協力するよう努めること。

##### イ 受講申込み

甲が受け付けるものとする。

##### ウ 受講決定

甲が行うものとする。

甲は、受講決定後、乙へ受講決定者名簿を提供する。

##### エ 受講者へのアンケート実施

乙が実施し、集計した結果を甲に報告するものとする。

#### (7) その他

受講者が積極的に参加してコミュニケーションができるよう努めること。

### 3 その他留意事項

1 事業実施上知り得た研修受講者に係る秘密の保持について、厳格に行うこと。

2 受講者に対し、人権の尊重について理解させるように努めること。